

学校運営支援センター 進路選択支援事業における奨学金制度活用  
に係る相談業務に従事する会計年度任用職員の採用等に関する要綱

1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、学校運営支援センターでの進路選択支援事業における奨学金制度活用に係る相談業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、中学校又は、高等学校の校長の職を経験した応募者の中から面接により行う。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次の通りとする。

「勤務日数」

(a) 1日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

「勤務時間」

(a) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分まで (週 4 日の勤務)

(b) 午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分まで (週 4 日の勤務)

「休憩時間」

(a) 午後 0 時 15 分～午後 1 時 00 分まで

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の 2 に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。